

## 6. 移動等円滑化促進地区の設定

### 6-1 移動等円滑化促進地区の位置づけ

#### 1) 移動等円滑化促進地区の設定要件

移動等円滑化（バリアフリー化）に重点的に取り組む「移動等円滑化促進地区」の要件は、バリアフリー法第2条第20の2号及び基本方針<sup>※</sup>の三の2において、次の（1）～（4）のように定められています。

#### （1）生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、**原則として生活関連施設のうち旅客施設または特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3以上あること**としている。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、**生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区**としており、その「**徒歩圏内**」の考え方の目安として、**面積約400ha未満の地区**としている。なお、旅客施設を含まない移動等円滑化促進地区の設定も可能である。

#### （2）生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

移動等円滑化促進地区は、その趣旨から、バリアフリー化を促進すべき地区であることが求められる。基本方針では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることを求めている。

#### （3）バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

都市機能としては、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等があげられる。

地区におけるバリアフリー化の促進が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められる。

#### （4）境界の設定等

移動等円滑化促進地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要である。なお、移動等円滑化促進地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携してマスタープランを作成する必要がある。

出典：国土交通省 総合政策局 安心生活政策課「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

※国土交通省が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」

## 2) 本市における移動等円滑化促進地区の位置づけ

都市整備の上位計画である「飯塚市都市計画マスタープラン」では、「筑豊地域の拠点都市にふさわしい中心拠点の形成」を図るための事業としてバリアフリー化が挙げられていることから、飯塚市では、『中心拠点』におけるバリアフリー化を優先的に実施していく必要性が高いといえます。

また、『中心拠点』は、「飯塚市立地適正化計画」において、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導する『中心拠点型都市機能誘導区域』に位置づけられていることから、移動等円滑化促進地区は、『中心拠点型都市機能誘導区域』内に位置づけることとします。

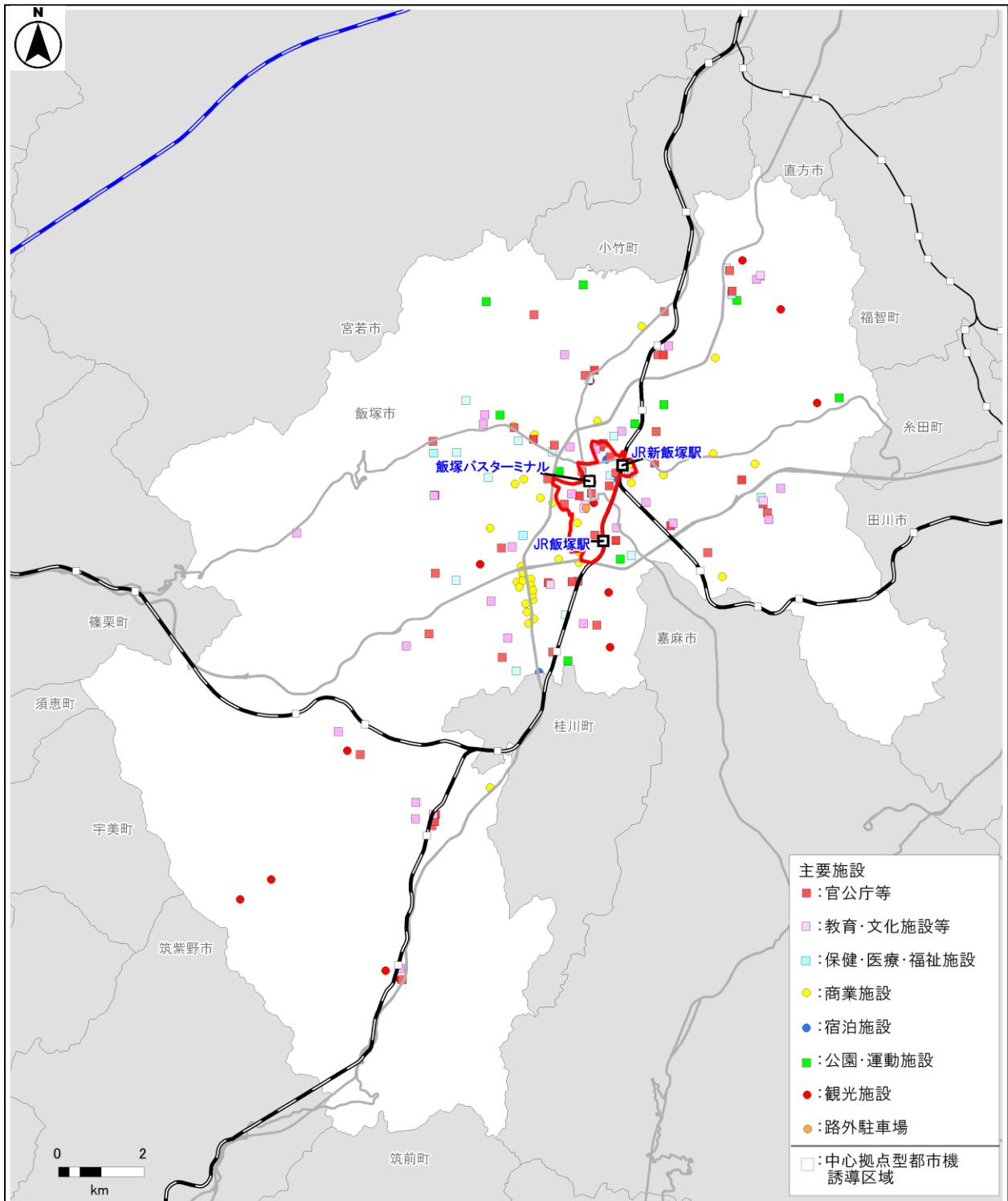


図 6-1 本市における移動等円滑化促進地区の位置づけ

## 6-2 生活関連施設・生活関連経路の設定

### 1) 生活関連施設・生活関連経路の設定の考え方

移動等円滑化促進地区の具体的な範囲を設定するにあたり、まず、高齢者や障がい者を含む多くの方がよく利用する公共施設や商業施設などの施設（生活関連施設）を選定します。

次に、生活関連施設相互を結ぶ道路を特にバリアフリーへの配慮が必要な経路（生活関連経路）として位置づけます。

最後に、その施設の立地状況も踏まえ、「飯塚市立地適正化計画」における『中心拠点型都市機能誘導区域』内を目安として、移動等円滑化促進地区の具体的な範囲を決定します。

**STEP 1 : 高齢者や障がい者を含む多くの方がよく利用する公共施設や商業施設などの施設を選定（生活関連施設の設定）**

**STEP 2 : STEP 1で選定した施設間を結ぶ上で、バリアフリーへの配慮が必要な経路を選定（生活関連経路の設定）**

**STEP 3 : 選定した施設・経路を踏まえて移動等円滑化促進地区の具体的な範囲を決定**

・選定した施設・経路をもとに、「飯塚市立地適正化計画」における『中心拠点型都市機能誘導区域』内を目安として、道路や河川の位置などを踏まえながら、移動等円滑化促進地区の具体的な範囲を決定します。

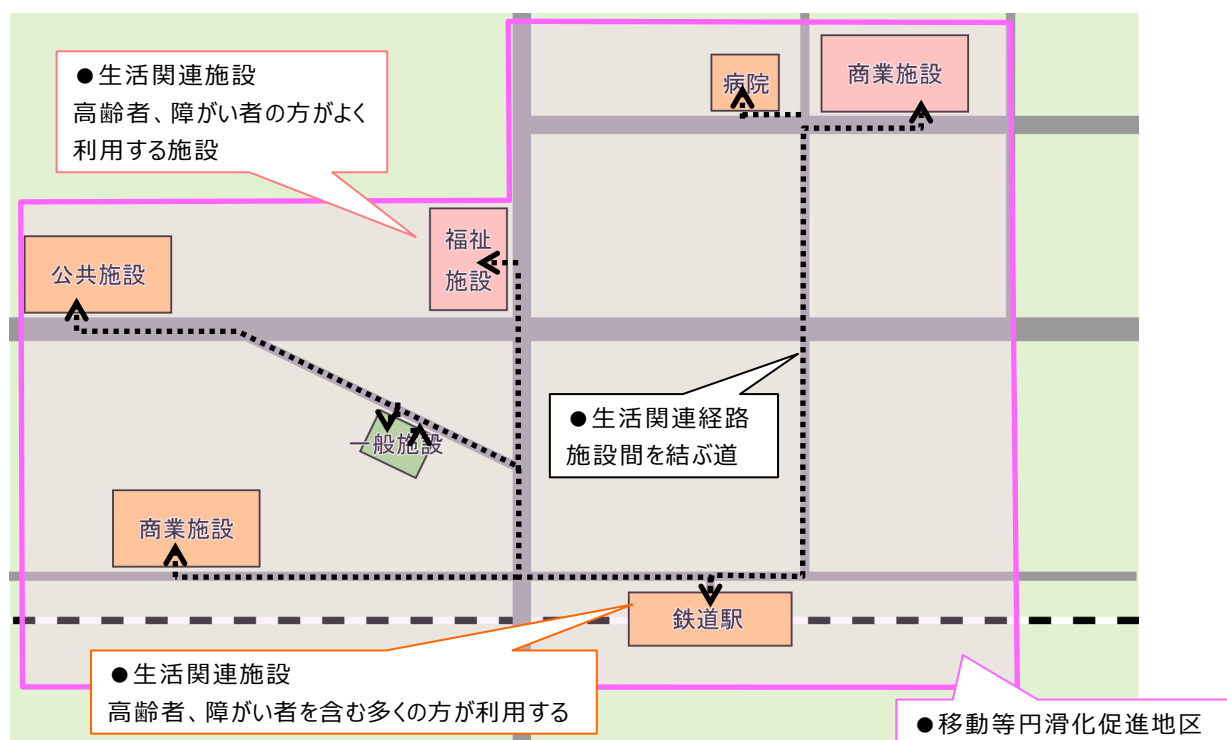


図 6-2 移動等円滑化促進地区の設定イメージ

## 2) 生活関連施設の設定

### ①生活関連施設の位置づけ

生活関連施設は、生活関連経路を特定するために必要であり、マスタープランにおいて、どの施設を生活関連施設に位置づけるかは大変重要となります。

生活関連施設には、多くの高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置づけることができます。

本市では、上記の定義並びに移動等円滑化の基本理念を基に、市民アンケート調査等で明らかになった、高齢者、障がい者が多く利用する施設に加え、高齢者、障がい者に限らず不特定多数の利用が見込まれる施設を生活関連施設に位置づけることとします。

### 生活関連施設設定の視点

#### ①高齢者、障がい者の方が日常生活・社会生活を行う上で重要な施設

- 高齢者、障がい者等が相当数又は常時利用すると見込まれる、地域の日常生活・社会生活上重要な施設を、生活関連施設に設定。

#### ②不特定多数の利用が見込まれる施設

- 鉄道駅・バスターミナルは、地域間移動の拠点であり、多くの利用者が見込まれる施設であることから、生活関連施設に設定。
- 市民だけでなく、市外や県外からも多くの利用が見込まれる施設については、バリアフリー化を推進する効果も大きいと考えられることから、生活関連施設に設定。

②生活関連施設の設定

①の考え方にに基づき、本方針では、施設管理者の合意を得られた以下の 21 施設を生活関連施設として位置づけます。

表 6-1 生活関連施設

区分		施設名
旅客施設		飯塚バスターミナル
		JR 新飯塚駅
		JR 飯塚駅
官公庁等		飯塚市役所
		飯塚郵便局
		新飯塚駅前郵便局
		飯塚菰田郵便局
		飯塚市立岩交流センター
		飯塚市飯塚片島交流センター
教育・文化施設		飯塚コスモスコモン
		イツカコミュニティセンター
		飯塚市歴史資料館
保健・医療・福祉施設		飯塚病院
		サン・アビリティーズいづか
商業施設		スーパーセンタートライアル飯塚店
		スパイシーモール新飯塚
		あいタウン
宿泊施設		新飯塚ステーションホテル
		のがみプレジデントホテル
その他の施設	観光施設	嘉穂劇場
	路外駐車場	飯塚市営立体駐車場

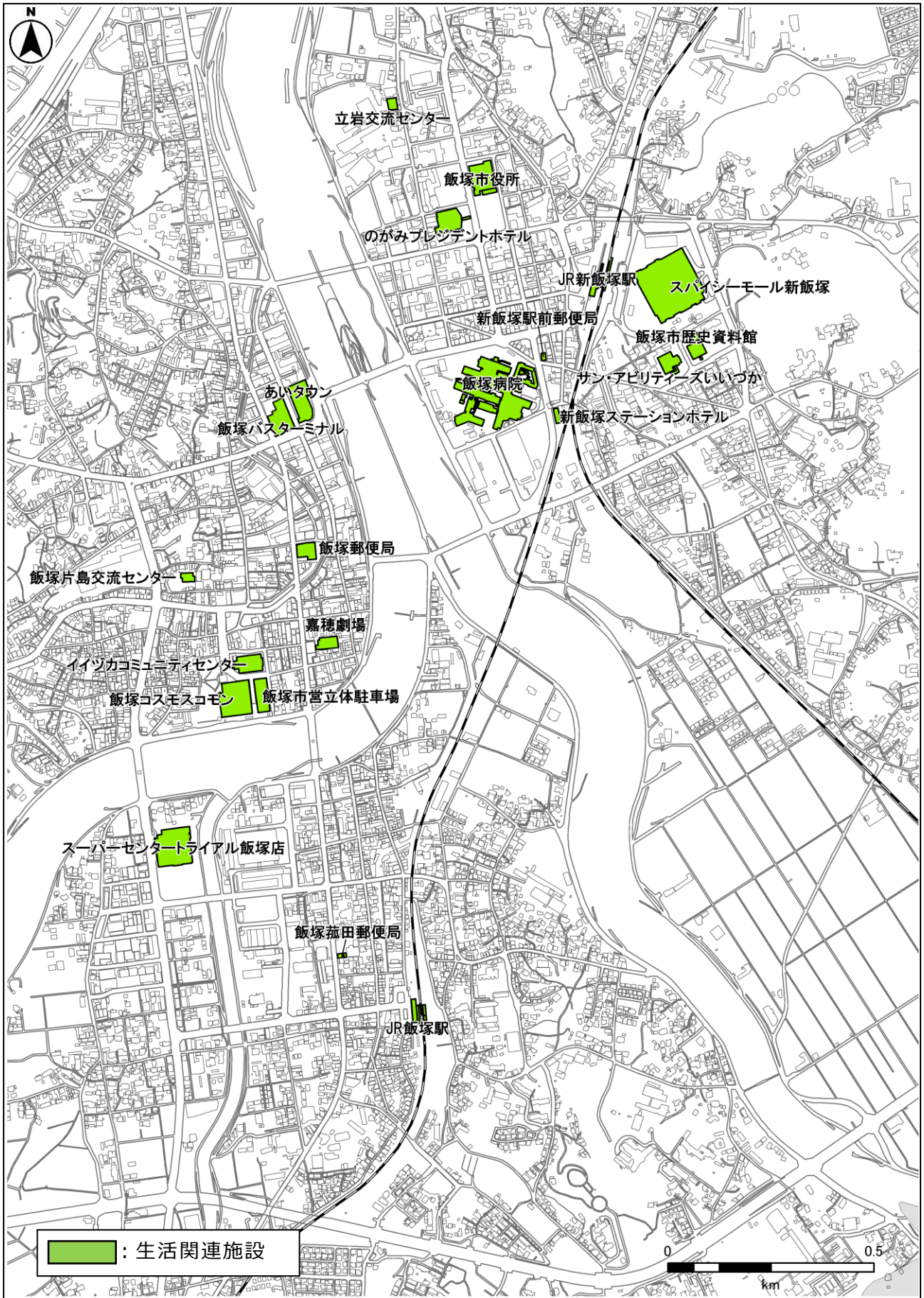


図 6-3 生活関連施設

### 3) 生活関連経路の設定

#### ①生活関連経路の位置づけ

生活関連経路はバリアフリー法において、生活関連施設相互間の経路と定義されています。

そのため、2) で位置づけた生活関連施設を踏まえ、最寄りの旅客施設と生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、市民アンケート調査で明らかになった徒歩での利用が多い道路を生活関連経路として位置づけることとします。

#### ②生活関連経路の設定

①の考え方にに基づき、本方針では、整備方針に沿ったバリアフリー化の実施が見込める以下の 26 路線、及び JR 新飯塚駅・飯塚駅の駅前広場を生活関連経路として位置づけます。

表 6-2 生活関連経路

路線名等	箇所
3・4・33-4 西町天道線	スーパーセンタートライアル飯塚店 ～ 鶴三緒・徳前線 飯塚片島交流センター ～ 新飯塚潤野線
3・4・33-6 新飯塚潤野線 (県道 448 号線 (一部))	新飯塚花瀬線 ～ 新飯塚ステーションホテル 目尾忠隈線 ～ 西町天道線
3・4・33-7 菰田川津線 (県道 42 号線)	JR 飯塚駅駅前広場 ～ 目尾忠隈線
3・4・33-8 目尾忠隈線 (一般国道 211 号・県道 473 号線)	鶴三緒・徳前線 ～ 菰田川津線 新飯塚花瀬線 ～ 八尾稻 1 号線
3・4・33-9 伊川大谷線 (一般国道 201 号)	柏木町立岩線 ～ 新飯塚花瀬線
3・4・33-11 立岩下三緒線	スパシーモール新飯塚 ～ 帯田・黒ノ本線
3・4・33-15 新飯塚花瀬線 (県道 426 号線)	伊川大谷線 ～ 本町・向町線
3・4・33-16 柏木町立岩線	新飯塚花瀬線 ～ 道代 2 号線
県道 448 号線	汐井町・日ノ出町線 ～ 帯田・黒ノ本線
1036 鶴三緒・徳前線	西町天道線 ～ 目尾忠隈線
13603 本町・向町線	新飯塚花瀬線 ～ 八尾稻 1 号線
13322 道代 2 号線	柏木町立岩線 ～ 立岩交流センター
13332 汐井町線	飯塚市役所 ～ 伊川大谷線
13336 芳雄本通り 1 号線	新飯塚花瀬線 ～ 柏木町立岩線
13340 柏木町・熊野町 1 号線	伊川大谷線 ～ 新飯塚花瀬線
13345 汐井町・日ノ出町線	新飯塚花瀬線 ～ 県道 448 号線
13353 黒ノ本 2 号線	JR 新飯塚駅西口駅前広場～JR 新飯塚駅東口駅前広場
13357 黒ノ本 3 号線	JR 新飯塚駅東口駅前広場 ～ 福本・帯田線
13360 福本・帯田線	黒ノ本 3 号線 ～ 折口・黒ノ本線
13361 帯田・黒ノ本線	立岩下三緒線 ～ 県道 448 号線
13362 折口・黒ノ本線	福本・帯田線 ～ 帯田・黒ノ本線
13625 東町 1 号線	目尾忠隈線 ～ 本町・向町線
13627 八尾稻 1 号線	新飯塚潤野線 ～ 目尾忠隈線
13991 八尾稻・大稻 3 号線	目尾忠隈線 ～ 幸稻・大稻線
13993 幸稻・大稻線	八尾稻・大稻 3 号線 ～ 嘉穂劇場
15061 福本・立石 2 号線	柏木町立岩線 ～ 柏木町・熊野町 1 号線
JR 新飯塚駅西口駅前広場	
JR 新飯塚駅東口駅前広場	
JR 飯塚駅駅前広場	

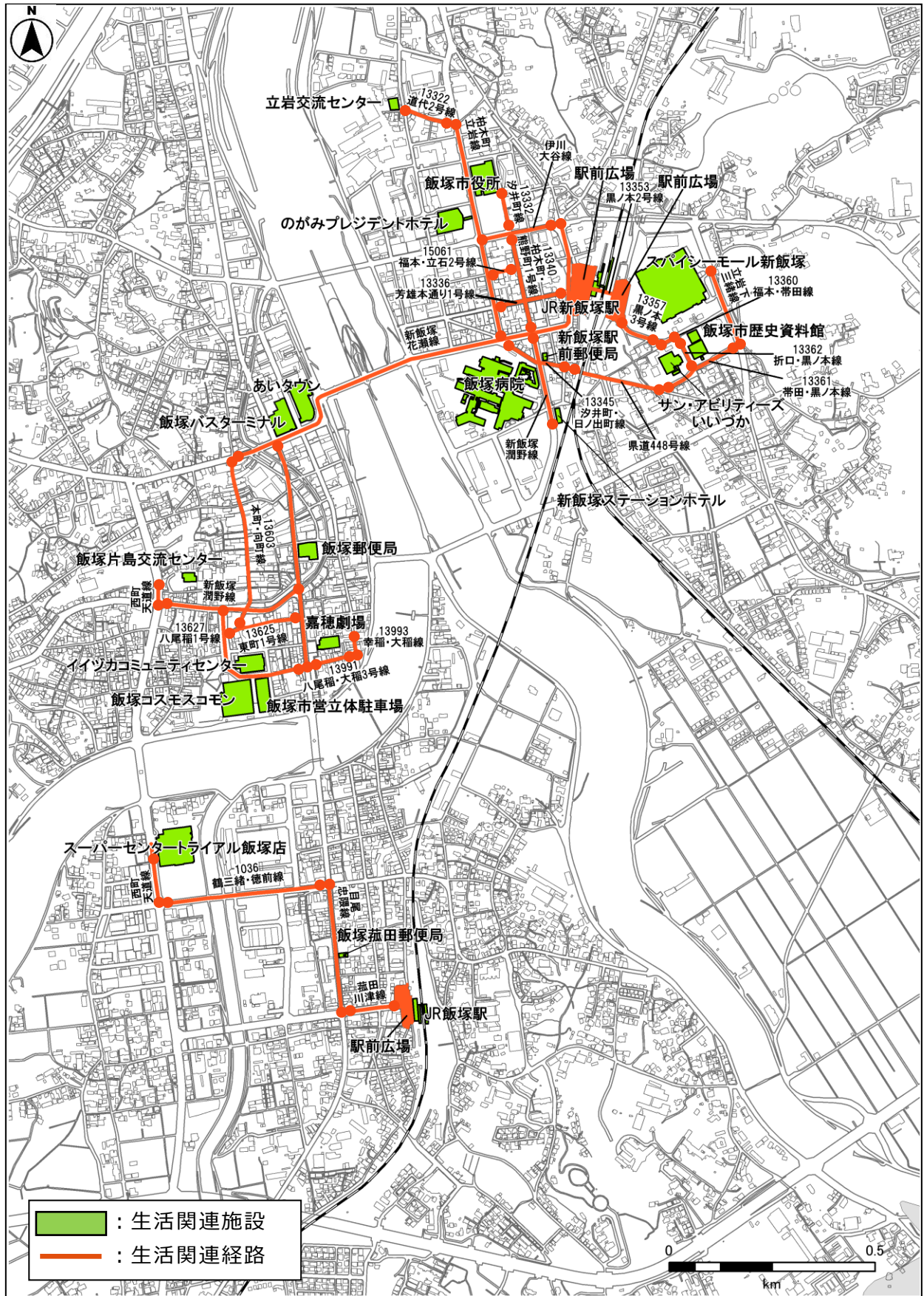


図 6-4 生活関連経路



### 6-3 移動等円滑化促進地区の設定

選定した生活関連施設及び生活関連経路を踏まえ、移動等円滑化促進地区の具体的な範囲を以下のように3地区設定することとしました。

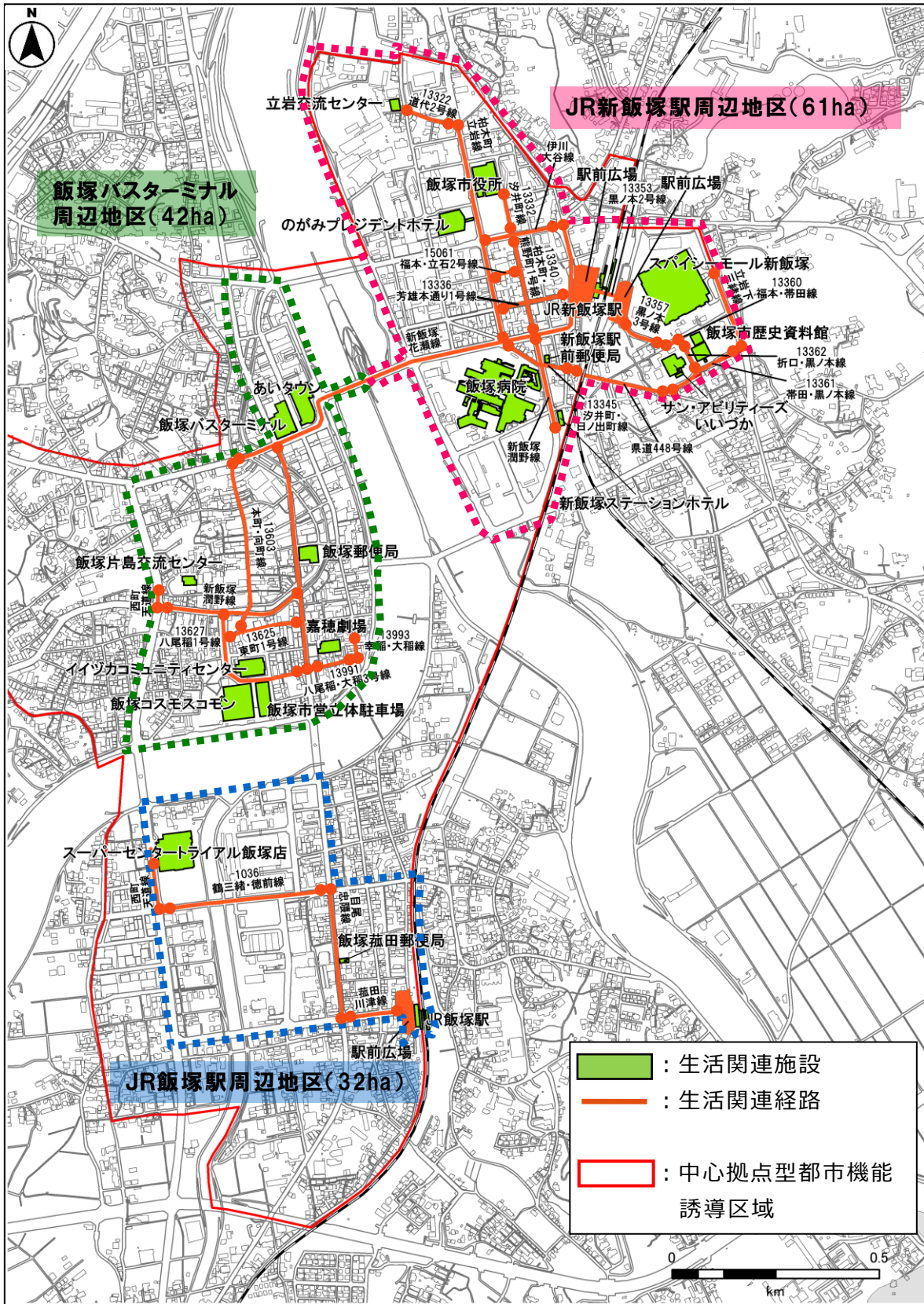


図 6-5 移動等円滑化促進地区

## 7. 地区別移動等円滑化促進方針

### 7-1 JR 新飯塚駅周辺地区

#### 1) 地区の特性

市内で最も乗降客数の多い JR 新飯塚駅西側には、飯塚市役所をはじめとした官公庁、飯塚病院、宿泊施設が集積しています。また JR 新飯塚駅東側には、障がい者の利用が多い福祉施設であるサン・アビリティーズいくつか、飯塚市歴史資料館、スパイシーモール新飯塚が立地しています。

JR 新飯塚駅西側の道路については、歩道が整備されている路線が多く、歩道のネットワークが構築されています。東側の道路についても、ほとんどの路線で歩道が整備されていますが、JR 新飯塚駅からサン・アビリティーズいくつかに行く経路上で、歩道がない区間が一部みられます。

バリアフリー化の状況については、バリアフリー法施行後に建築された JR 新飯塚駅、飯塚市役所、飯塚市立岩交流センターはバリアフリー化対応済みです。また、民間の交流施設、宿泊施設などの多くは、移動等円滑化基準<sup>※</sup>には適合しているといえます。このように施設や道路のバリアフリー化が進められていることから、バリアフリーネットワークはある程度形成された地区になっています。

#### 2) 地区の課題と移動等円滑化促進方針

生活関連経路については、JR 新飯塚駅からサン・アビリティーズいくつかに行く経路上で、歩道がない区間が一部あり、歩道のネットワーク化が必要です。また、国道 201 号（都市計画道路伊川大谷線）の一部区間は、自転車歩行者道であるものの、幅員が狭くなっています。

また、歩道には点字ブロックが設置されていますが、旧基準の点字ブロックが設置されている区間、また老朽化している区間があり、視覚障がい者が円滑に移動できるよう改善を行っていく必要があります。

そのため、高齢者や障がい者を含む歩行者が安心して移動できるよう、道路改修や改築時における移動等円滑化基準<sup>※</sup>及び福岡県福祉のまちづくり条例<sup>※</sup>に沿った整備、点字ブロックの改善等のバリアフリー化を推進します。

生活関連施設のうち、移動等円滑化基準<sup>※</sup>に沿っている建築物については、高齢者や障がい者が利用しやすいよう維持管理に努めるとともに、バリアフリー化未対応の施設においては、可能な範囲でバリアフリー化に努めます。

※巻末参考資料参照

### 3) 移動等円滑化促進地区内の生活関連施設と生活関連経路

JR 新飯塚駅周辺地区移動等円滑化促進地区内の生活関連施設と生活関連経路は、下図に示すとおりです。

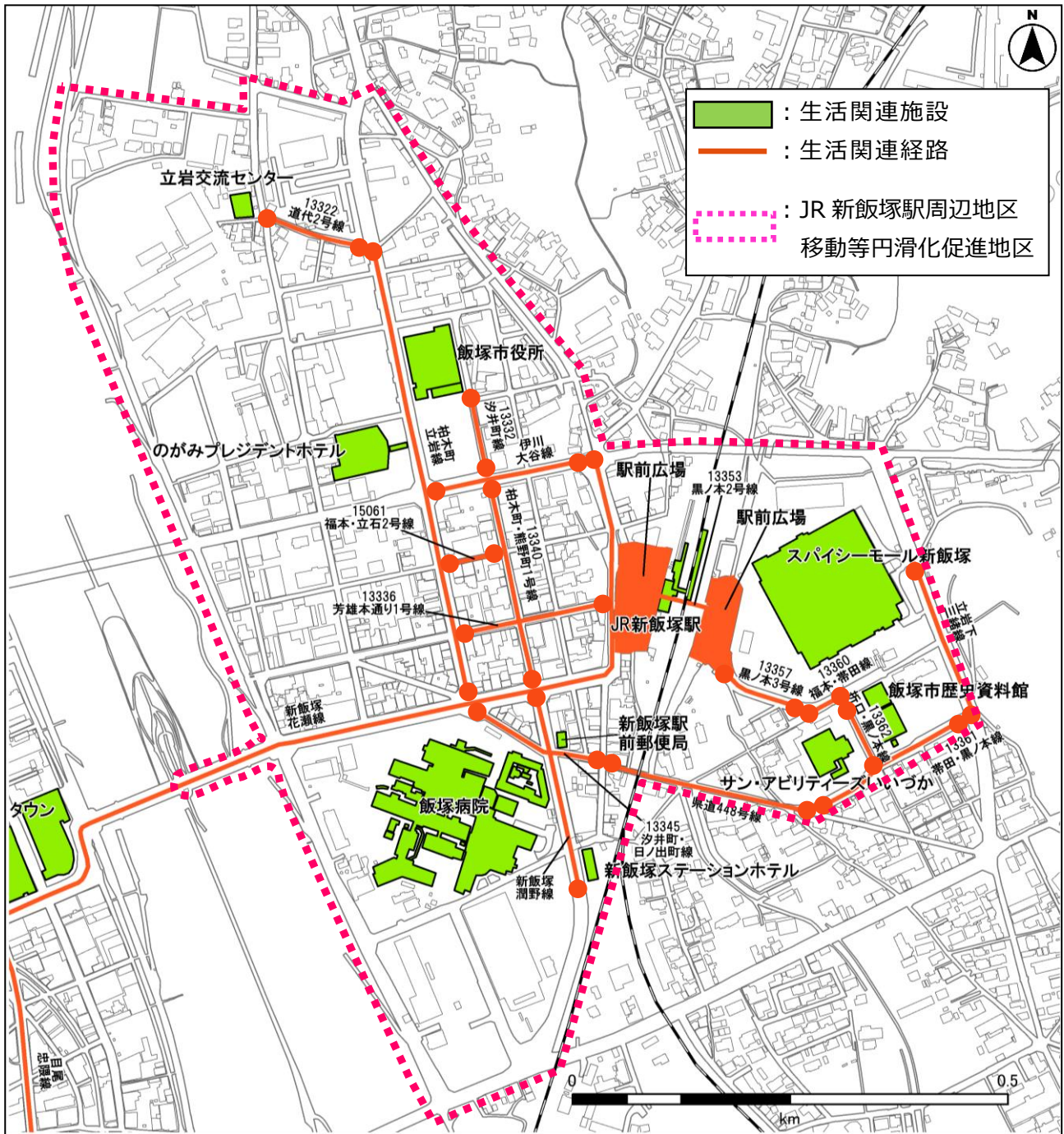


図 7-1 JR 新飯塚駅周辺地区移動等円滑化促進地区

## 7-2 JR 飯塚駅周辺地区

---

### 1) 地区の特性

JR 飯塚駅の乗降客数は市内で 2 番目に多く、約 2,300 人（H28 年度）です。JR 飯塚駅周辺では「菰田・堀池地区活性化基本方針」が策定されており、JR 飯塚駅の交通結節機能の強化を図るとともに、卸売市場移転後の敷地を活用したまちづくりを進めることとしています。また、JR 飯塚駅周辺には、飯塚菰田郵便局、スーパーセンタートライアル飯塚店が立地しています。

バリアフリー化の状況については、JR 飯塚駅は未対応であり、スロープ、エレベーターが設置されていないため、高齢者や障がい者の利用が難しくなっています。歩道については、整備後時間が経過しているため、老朽化が著しく、路面の凹凸等、障がい者にとっては利用しにくい路線となっています。中心拠点内で、バリアフリー化が最も遅れている地区といえます。

### 2) 地区の課題と移動等円滑化促進方針

生活関連施設である JR 飯塚駅は、バリアフリー未対応であるため、交通結節機能の強化を図る上でもバリアフリー化が必要不可欠です。将来、大規模改修などを行う際は、移動等円滑化基準<sup>※</sup>及び福岡県福祉のまちづくり条例<sup>※</sup>に沿った整備を行うこととします。

その他の生活関連施設については、高齢者や障がい者が利用しやすいよう可能な範囲でバリアフリー化に努めます。

生活関連経路については、歩道の老朽化が著しく、路面の凹凸等、障がい者にとって利用しにくい状況にあるため、障がい者が安心して移動することが出来るよう改善に努めていきます。

※巻末参考資料参照

### 3) 移動等円滑化促進地区内の生活関連施設と生活関連経路

JR 飯塚駅周辺地区移動等円滑化促進地区内の生活関連施設と生活関連経路は、下図に示すとおりです。

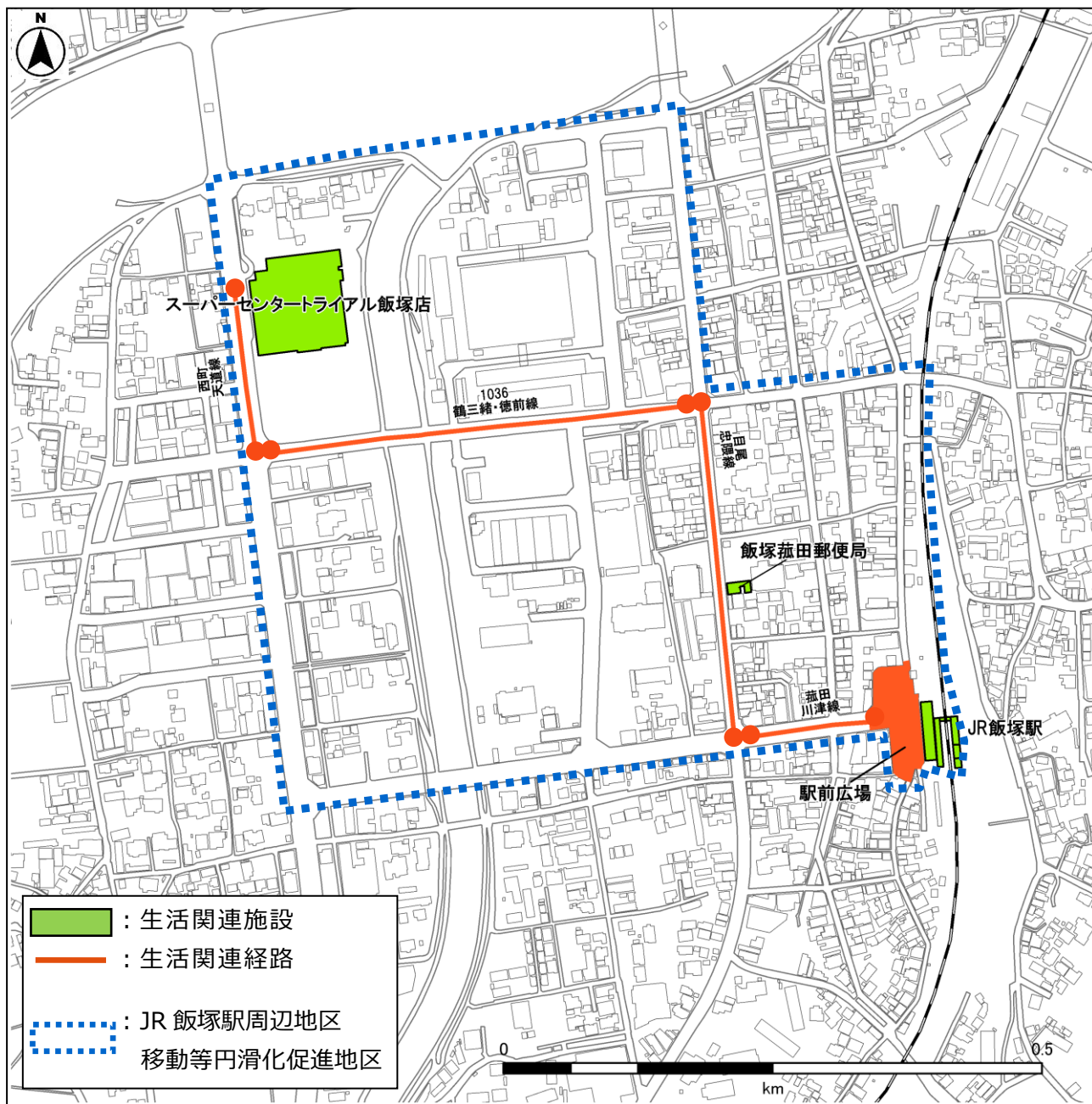


図 7-2 JR 飯塚駅周辺地区移動等円滑化促進地区

## 7-3 飯塚バスターミナル周辺地区

---

### 1) 地区の特性

飯塚バスターミナル周辺には、飯塚郵便局、イヅカコミュニティセンターや飯塚コスモスコモンといった文化施設、嘉穂劇場、商業施設であるあいたウン及び商店街が立地しています。

都市計画道路については、歩道が整備されネットワーク化されていますが、都市計画道路から施設に至るまでの市道には歩道が整備されていません。整備済みの歩道についても、整備後時間が経過しているため、老朽化が著しく、路面の凹凸、点字ブロックの摩耗、点字ブロックが舗装と同系色のためわかりにくい等、障がい者にとっては利用しにくい路線となっています。

バリアフリー法施行前に建築された建物が多く、移動等円滑化基準<sup>※</sup>に沿っている建物は、飯塚バスターミナル以外は乏しい状況です。

### 2) 地区の課題と移動等円滑化促進方針

生活関連経路については、都市計画道路から施設に至るまでの市道の歩道が未整備のため、歩道のネットワーク化が必要です。

また、JR 飯塚駅前周辺地区と連絡する都市計画道路目尾忠隈線（昭和通り）は、整備後時間が経過しているため老朽化が著しく、路面の凹凸、点字ブロックの摩耗、点字ブロックが舗装と同系色のためわかりにくい等、障がい者にとっては利用しにくい路線となっています。

そのため、高齢者や障がい者を含む歩行者が安心して移動できるよう、道路改修や改築時における移動等円滑化基準<sup>※</sup>及び福岡県福祉のまちづくり条例<sup>※</sup>に沿った整備、点字ブロックの改善等のバリアフリー化を推進します。

生活関連施設の多くが、バリアフリー法施行前に建築された建物であるため、高齢者や障がい者が利用しやすいよう可能な範囲でバリアフリー化に努めます。なお、既に移動等円滑化基準<sup>※</sup>に沿っている飯塚バスターミナルなどは、維持管理に努めていきます。また、商店街についても可能な限りバリアフリー化に努めます。

※巻末参考資料参照

### 3) 移動等円滑化促進地区内の生活関連施設と生活関連経路

飯塚バスターミナル周辺地区移動等円滑化促進地区内の生活関連施設と生活関連経路は、下図に示すとおりです。

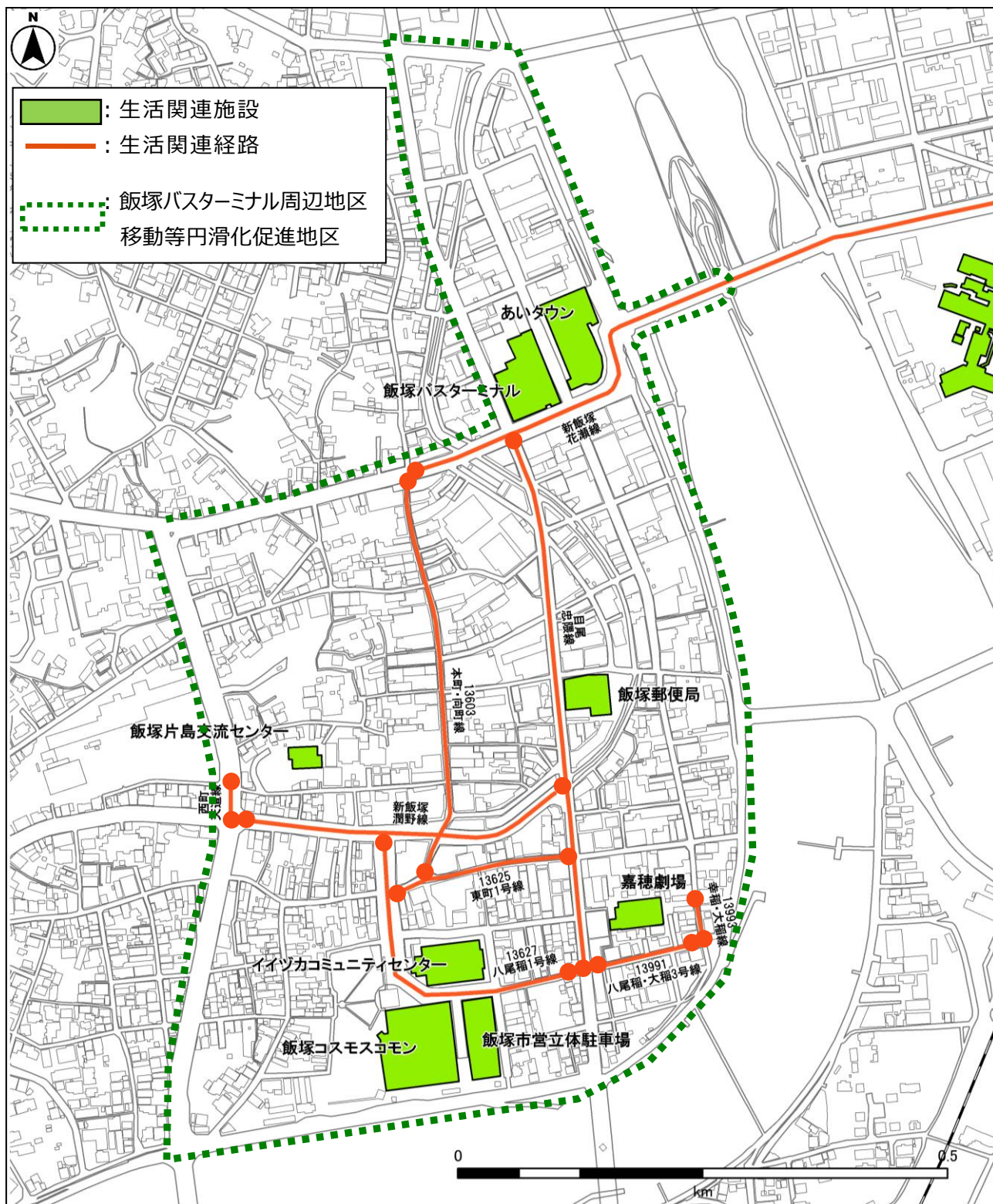


図 7-3 飯塚バスターミナル周辺地区移動等円滑化促進地区

## 8. バリアフリー化の推進に向けて

### 8-1 バリアフリーのまちづくりの進め方

本方針を踏まえた市全域のバリアフリー化の進め方を示します。

#### ①移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化

バリアフリー法で示される移動等円滑化促進地区の設定要件に基づき、飯塚市におけるバリアフリーのまちづくりを実現するためのモデル的な取り組み地区として、移動等円滑化促進地区を設定し、バリアフリー化を推進していきます。

#### ②移動等円滑化促進地区以外のバリアフリー化

移動等円滑化促進地区の整備を最優先に進めますが、その他の地区のバリアフリー化を妨げるものではありません。その他の地区においても、移動等円滑化促進地区で得られたノウハウを市内全域に展開させます。

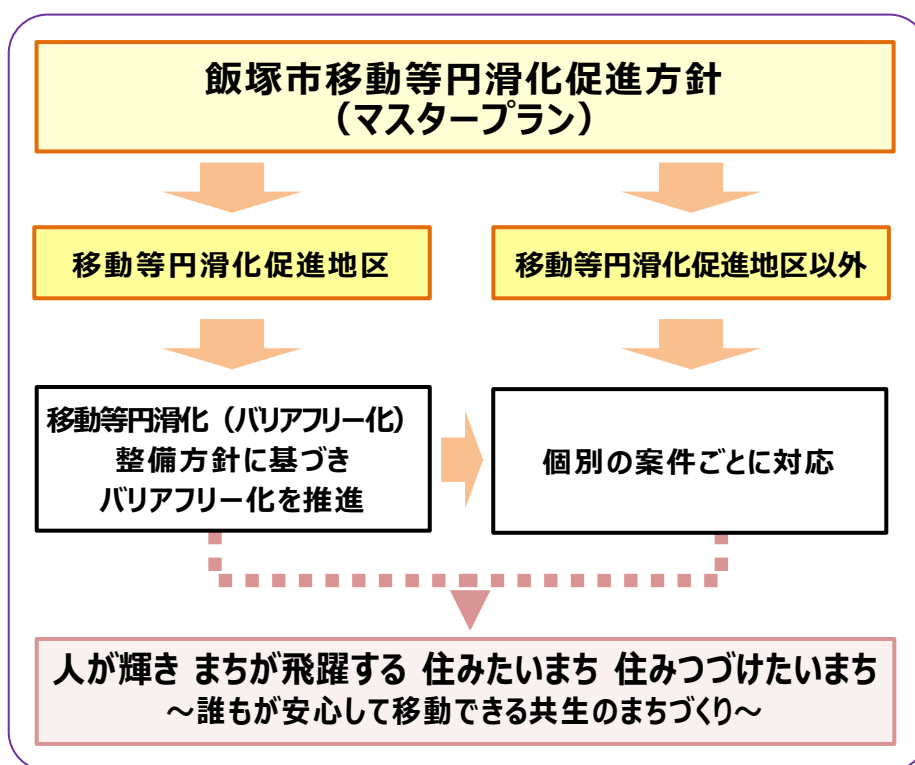


図 8-1 バリアフリーのまちづくりの進め方



## 8-2 市民・事業者・行政の役割

本方針を実効性の高いものにするためには、市民や関係事業者、そして行政が、それぞれの果たすべき役割を十分に理解し、連携・協働して取り組むことが重要です。

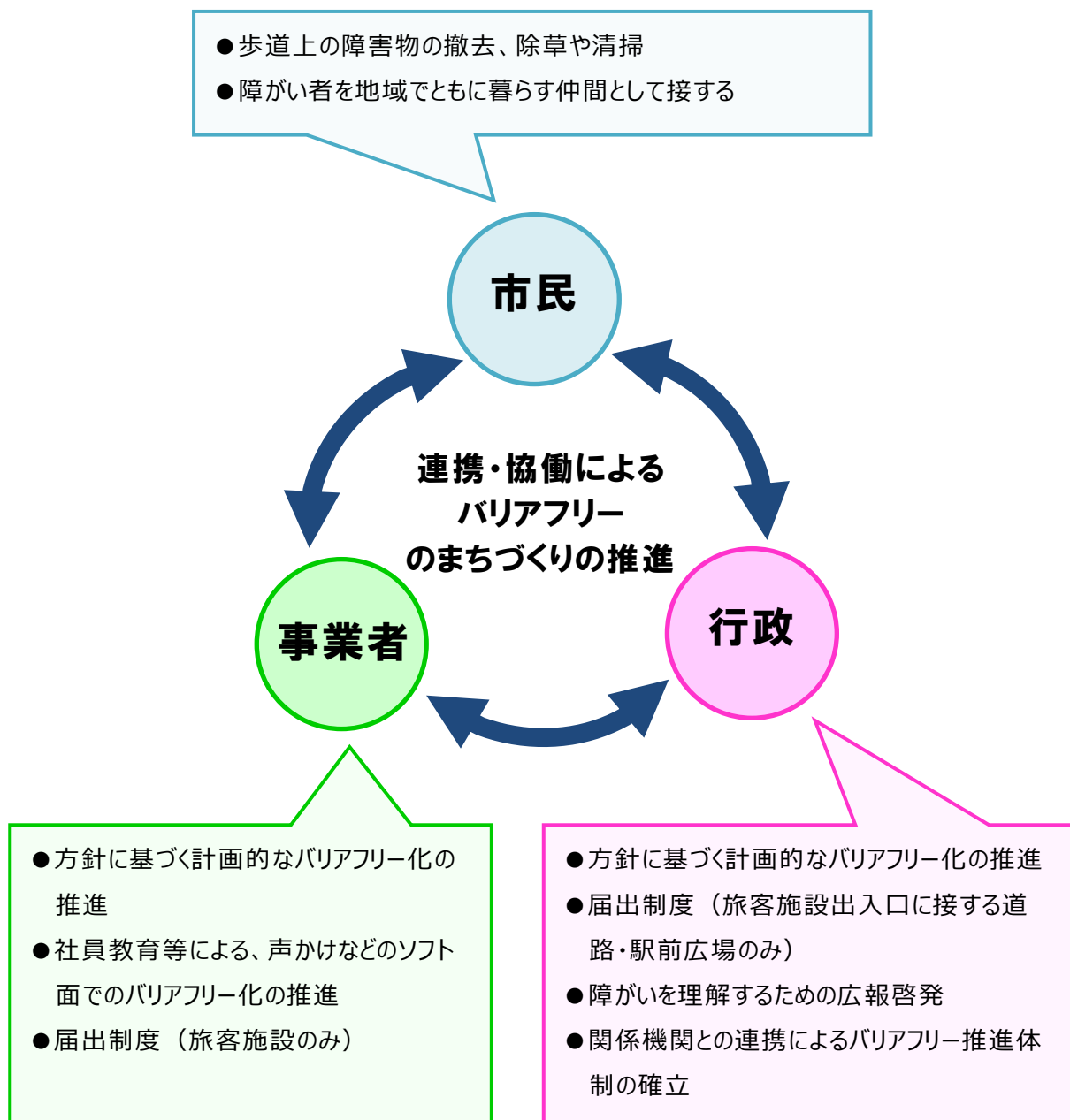


図 8-2 市民・事業者・行政の役割

### 8-3 今後の取り組み

本方針の目指す将来像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～誰もが安心して移動できる共生のまちづくり～」を実現するためには、バリアフリー化の進捗状況の把握や関係機関との調整等を定期的かつ継続的に実施し、本方針の着実な推進を図る必要があります。

また、社会経済情勢や土地利用の変化、市民のニーズの変化、関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて方針の見直しや新たな提案を行うなど、P D C A サイクル（計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）の循環検討手法）の考え方に基づき、計画的・継続的に運用していくことが重要です。

そのため、おおむね 5 年毎に本方針の進捗状況を把握するとともに、市民への積極的な情報発信や市民ニーズの把握に取り組みます。

また、事業化の目処が立ち、具体的なバリアフリー事業を進めていくための基本構想の作成が必要であると認められる場合は、基本構想の作成に移行することとします。

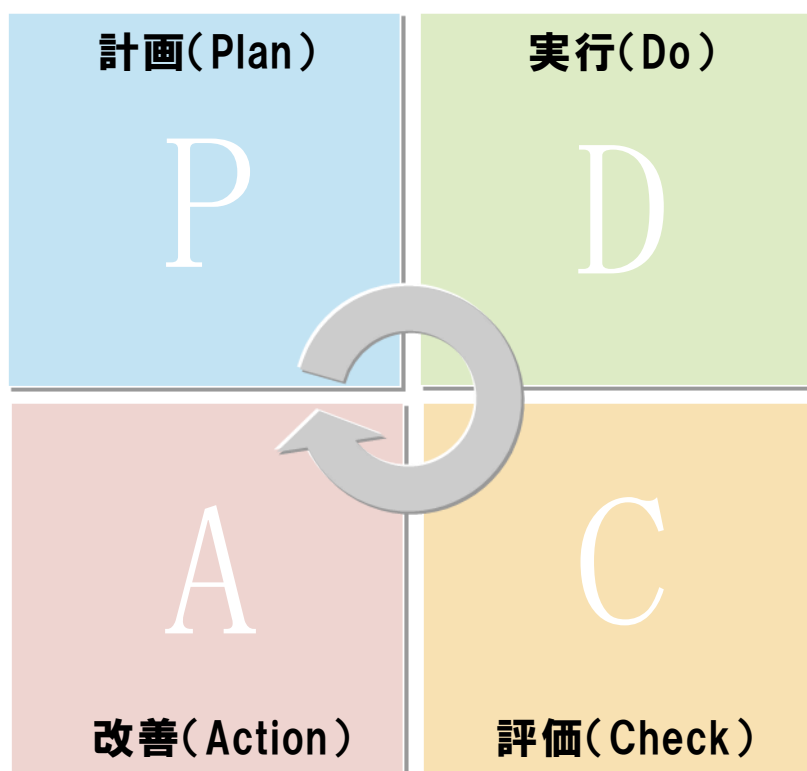


図 8-3 PDCA サイクルイメージ

## < 巻末参考資料 >

### ○飯塚市移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

平成31年3月25日

飯塚市告示第110号

(設置)

第1条 この告示は、飯塚市における移動等円滑化の促進に関する方針(以下「移動等円滑化促進方針」という。)について広く意見を聴取するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の4の規定に基づき、飯塚市移動等円滑化促進方針策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 移動等円滑化促進方針の策定に係る検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障がい者団体において選出された者
- (3) 法第2条第4号に規定する公共交通事業者等から選出された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 福岡県飯塚警察署の職員
- (6) 市長が市の職員のうちから任命する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市において移動等円滑化促進方針が策定される日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の意見を取りまとめる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

飯塚市移動等円滑化促進方針策定協議会委員

区分（協議会委員）		NO	所属団体	役職等	氏 名
第3条第1号	学識経験者	1	北九州市立大学地域創生学群	学群長	内田 晃
		2	近畿大学産業理工学部	建築・デザイン学科長	依田 浩敏
第3条第2号	高齢者、障がい者団体	3	飯塚市老人クラブ連合会	副会長	野見山 征孝
		4	飯塚市身体障害者福祉協会	聴覚部会長	清水 富江
		5	飯塚市手をつなぐ親の会	穂波支部役員	諸岡 靖子
		6	嘉飯山地区精神障害者家族会「いずみ会」	理事	黒河 幸彦
第3条第3号	公共交通事業者等	7	九州旅客鉄道株式会社 筑豊篠栗鉄道事業部	企画課長	油布 進
		8	西鉄バス筑豊株式会社	安全推進室長	和田 順一
		9	飯塚旅客自動車協同組合	理事長	野上 英敏
第3条第4号	関係行政機関の職員	10	国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所	事務所長	谷川 征嗣
		11	九州運輸局福岡運輸支局	首席運輸 企画専門官	板並 克也
		12	福岡県飯塚県土整備事務所	道路維持課長	川崎 裕司
		13	福岡県福祉労働部	障がい福祉課長	中島 徹也
第3条第5号	福岡県飯塚警察署の職員	14	福岡県飯塚警察署	交通課長	市川 隆一
第3条第6号	市の職員	15	飯塚市（行政経営部）	行政経営部長	藤中 道男
		16	飯塚市（福祉部）	福祉部長	實藤 和也
		17	飯塚市（都市建設部）	都市建設部長	堀江 勝美
第3条第7号	市長が必要と認める者	18	飯塚市商店街連合会	副会長	脇田 法子
		19	飯塚アーチェリークラブ	理事	古江 勉
		20	特定非営利活動法人 九州車いすテニス協会	アシスタント ディレクター	柳瀬 葉子

## ○SDGs（持続可能な開発目標）の概要

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。（その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。）

The diagram shows 17 SDG icons arranged in a grid. To the right, five blue boxes list key characteristics: 普遍性 (Universality), 包摂性 (Inclusiveness), 参画型 (Participatory), 統合性 (Integration), and 透明性 (Transparency). Each box contains a brief description of the characteristic.

- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したものの。
- ▶ 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
  - ①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯

MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。  
 極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等を達成。  
 乳幼児や妊産婦の死亡率削減（同④、⑤）は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境 (リオ+20)  
人権  
平和

出典：外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割」

### 【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

## ○移動等円滑化基準

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（抄）  
（平成十八年国土交通省令第百十一号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令を次のように定める。

### 第一章 総則

#### （定義）

**第一条** この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 視覚障害者誘導用ブロック 線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
- 二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
- 三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
- 四 内方線付き点状ブロック 点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせ配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
- 五 車椅子スペース 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。
- 六 鉄道駅 鉄道事業法による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 八 バスターミナル 自動車ターミナル法によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十一 鉄道車両 鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。
- 十三 バス車両 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
- 十四 福祉タクシー車両 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律施行規則第一条に規定するものに限る。）をいう。

- 2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### （一時使用目的の旅客施設又は車両等）

**第二条** 災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備については、この省令の規定によらないことができる。

### 第二章 旅客施設

#### 第一節 総則

##### （適用範囲）

**第三条** 旅客施設の構造及び設備については、この章の定めるところによる。

#### 第二節 共通事項

##### 第一款 移動等円滑化された経路

##### （移動等円滑化された経路）

- 第四条** 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。
- 2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
  - 3 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第六項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第七項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
  - 4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
  - 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
    - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
  - 三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - 四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- 5 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。
  - 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
    - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
  - 三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - 四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
  - 五 照明設備が設けられていること。
- 6 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 一 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。
  - 二 勾こう配は、十二分の一以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一以下とすることができる。
  - 三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。
- 7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
  - 二 かごの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
  - 三 かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
  - 四 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。
  - 五 かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。
  - 六 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
  - 七 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。
  - 八 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
  - 九 かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
  - 十 かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
  - 十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。
  - 十二 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。
- 8 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
- 9 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。



- 一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
  - 二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
  - 三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
  - 四 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。
  - 五 くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。
  - 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
  - 七 幅は、八十センチメートル以上であること。
  - 八 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 10 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。
- 11 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。
- 12 主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

## 第二款 通路等

### （通路）

**第五条** 通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。
  - ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

### （傾斜路）

**第六条** 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。
- 四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

### （エスカレーター）

**第七条** エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。

### （階段）

**第八条** 階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- 三 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。
- 六 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- 七 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 八 照明設備が設けられていること。

### （視覚障害者誘導用ブロック等）

**第九条** 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第四条第七項第十号の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、第十二条第二項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第十六条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければ

らない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

- 3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設しなければならない。

### 第三款 案内設備 (運行情報提供設備)

**第十条** 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

#### (標識)

**第十一条** エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

- 2 前項の標識は、日本工業規格Z八二一〇に適合するものでなければならない。

#### (移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

**第十二条** 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅にあつては、当該出入口又は改札口。次項において同じ。)の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 2 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

### 第四款 便所 (便所)

**第十三条** 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。
- 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
- 四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

- 2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房(次条において「車椅子使用者用便房」という。)及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられていること。
- 二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

**第十四条** 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
- 三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- 四 出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていること。
- 五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、八十センチメートル以上であること。
  - ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- 六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

- 2 前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- 二 出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。
- 三 腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。

- 3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

- 4 前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。

**第十五条** 第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。

- 2 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは「当該便所が高齢

者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。

### 第五款 その他の旅客用設備

#### (乗車券等販売所、待合所及び案内所)

**第十六条** 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 幅は、八十センチメートル以上であること。
  - ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 幅は、八十センチメートル以上であること。
    - (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
  - ハ ニに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
  - ニ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- 三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
- 3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

#### (券売機)

**第十七条** 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

#### (休憩設備)

**第十八条** 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

#### (移動等円滑化された経路)

**第十八条の二** 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害

しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

### 第三節 鉄道駅

#### (改札口)

**第十九条** 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

- 2 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

#### (プラットフォーム)

**第二十条** 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。
- 二 プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。
- 三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 排水のための横断勾配は、一パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォームにあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。
- 七 前号に掲げるプラットフォーム以外のプラットフォームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
- 九 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けら

れていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

十 照明設備が設けられていること。

2 前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

#### (車椅子使用者用乗降口の案内)

**第二十一条** 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

### 第五節 バスターミナル

#### (乗降場)

**第二十三条** バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- 三 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

### 第三章 車両等

#### 第一節 鉄道車両

##### (適用範囲)

**第三十条** 鉄道車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

##### (旅客用乗降口)

**第三十一条** 旅客用乗降口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 旅客用乗降口の床面の縁端とプラットホームの縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。
- 二 旅客用乗降口の床面とプラットホームとは、できる限り平らであること。
- 三 旅客用乗降口のうち一列車ごとに一以上は、幅が八十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 旅客用乗降口の床面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 五 旅客用乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備が設けられていること。

六 車内の段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、車内の段を容易に識別できるものであること。

##### (客室)

**第三十二条** 客室には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを一列車ごとに一以上設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- 三 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 四 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- 五 車いすスペースである旨が表示されていること。

2 通路及び客室内には、手すりを設けなければならない。

3 便所を設ける場合は、そのうち一列車ごとに一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4 前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項の規定により設けられる車いすスペースとの間の通路のうち一以上及び当該車いすスペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 客室には、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

6 客室内の旅客用乗降口の戸又はその付近には、当該列車における当該鉄道車両の位置その他の位置に関する情報を文字及び点字により表示しなければならない。ただし、鉄道車両の編成が一定していない等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

##### (車体)

**第三十三条** 鉄道車両の連結部（常時連結している部分に限る。）には、プラットホーム上の旅客の転落を防止するための設備を設けなければならない。ただし、プラットホームの設備等により旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

2 車体の側面に、鉄道車両の行き先及び種別を見やすいように表示しなければならない。ただし、行き先又は種別が明らかな場合は、この限りでない。

### 第三節 バス車両

#### (適用範囲)

**第三十六条** バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

##### (乗降口)

**第三十七条** 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上であること。
- 二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

#### （床面）

**第三十八条** 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

#### （車椅子スペース）

**第三十九条** バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

- 一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- 二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- 三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。
- 四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。
- 五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。
- 六 車椅子スペースである旨が表示されていること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

#### （通路）

**第四十条** 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

#### （運行情報提供設備等）

**第四十一条** バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2 バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3 バス車両の前面、左側面及び後面に、バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

#### （意思疎通を図るための設備）

**第四十二条** バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該バス車両内に表示するものとする。

#### （基準の適用除外）

**第四十三条** 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定したバス車両については、第三十七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 車名及び型式
- 三 車台番号
- 四 使用の本拠の位置
- 五 認定により適用を除外する規定
- 六 認定を必要とする理由

4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定の取消しを求める申請があったとき。
- 二 第二項の規定による条件に違反したとき。

### 第四節 福祉タクシー車両

#### （適用範囲）

**第四十四条** 福祉タクシー車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

#### （福祉タクシー車両）

**第四十五条** 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。
- 二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。
- 三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。
- 四 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。
- 五 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。

- 2 回転シート車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備えたものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 折り畳んだ車椅子を備えておくスペースが一年以上設けられていること。
  - 二 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。
  - 三 聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備が備えられていること。

## 附 則

### (施行期日)

**第一条** この省令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

### (移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準の廃止)

**第二条** 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成十二年運輸省・建設省令第十号)は、廃止する。

### (経過措置)

**第三条** この省令の施行前に法附則第二条第二号による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第五条第二項の規定による届出をした旅客施設の建設又は改良については、第四条第五項第五号、第六条第三号、第七条、第八条第八号、第十一条、第十九条第二項並びに第二十条第一項第六号及び第十号の規定は適用せず、なお従前の例による。

- 2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する鉄道車両又は軌道車両については、第三十二条第六項(第三十四条及び第三十五条において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 平成十四年五月十五日前に製造された鉄道車両であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するもののうち、地方運輸局長が認定したものについては、この省令の規定のうちから当該地方運輸局長が当該鉄道車両ごとに指定したものは、適用しない。
- 4 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。
- 5 第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 車種及び記号番号
  - 三 車両番号
  - 四 使用区間
  - 五 製造年月日

六 認定により適用を除外する規定

七 認定を必要とする理由

6 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定の取消しを求める申請があったとき。
- 二 第四項の規定による条件に違反したとき。

8 第三項から第六項までの規定は、平成十二年十一月十五日前に道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十八条第一項に規定する自動車検査証の交付を受けたバス車両であって、公共交通事業者等がこの省令の施行後に新たにその事業の用に供するものについて準用する。この場合において、第五項第二号中「車種及び記号番号」とあるのは「車名及び型式」と、同項第三号中「車両番号」とあるのは「車台番号」と、同項第四号中「使用区間」とあるのは「使用の本拠の位置」と、同項第五号中「製造年月日」とあるのは「自動車検査証の交付を受けた年月日」と読み替えるものとする。

10 前項の規定により準用される第五項の申請書は、運輸支局長を経由して提出することができる。

**附 則** (平成三〇年三月三〇日国土交通省令第一三号)

### (施行期日)

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第九条第一項の申請又は同条第二項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出をした旅客施設の建設又は改良については、この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第四条第八項及び第十項から第十二項まで、第十三条から第十五条まで、第十八条の二並びに第二十条第一項第六号及び第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。

# ○福岡県福祉のまちづくり条例

(平成10年3月30日制定 平成10年福岡県条例第4号)

(平成19年2月28日改正 平成19年福岡県条例第13号)

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、高齢者、障害者等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者その他の日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けている者をいう。
- 二 まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、旅客施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。
- 四 施設等 まちづくり施設及び公共輸送車両等をいう。

### (県の役割)

**第3条** 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施するものとする。

- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

### (市町村の役割)

**第4条** 市町村は、その区域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を定め、これを実施するものとする。

- 2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

### (事業者等の役割)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たり、県及び市町村と共に、前2条の規定により定められた施策に基づき福祉のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自ら所有し、管理し、又は占有する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。
- 3 事業者から依頼を受けてまちづくり施設の設計、施工等に携わる者は、当該事業者に対し、本条例の

規定に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

### (県民の役割)

**第6条** 県民は、福祉のまちづくりに関し、理解を深めるとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

- 2 県民は、高齢者、障害者等が施設等を利用する上でその妨げとなるような行為をしてはならない。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する施策

### 第1節 県の施策の基本方針等

#### (施策の基本方針)

**第7条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 一 すべての県民が高齢者、障害者等に対する理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民意識の高揚を図ること。
- 二 高齢者、障害者等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

#### (啓発活動の推進等)

**第8条** 県は、福祉のまちづくりに関して、事業者等及び県民の理解を深め、その積極的な参加を促進するため、福祉に関する教育及び啓発活動を推進するものとする。

- 2 県は、市町村、事業者等及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

#### (調査及び研究)

**第9条** 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (推進体制の整備)

**第10条** 県は、市町村、事業者等及び県民と連携して、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

#### (財政上の措置)

**第11条** 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画

#### (市町村の福祉のまちづくりに関する計画)

**第12条** 市町村は、第4条の規定による福祉のまちづくりに関する施策及び施設等の整備を実施するに当たっては、あらかじめそれらの基本的事項に関する計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、整備基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

### 第3節 表彰

#### (表彰)

**第13条** 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあったものに対して、表彰を行うことができる。

### 第3章 まちづくり施設等の整備

#### 第1節 まちづくり施設の整備基準への適合等

##### (整備基準)

**第14条** 知事は、まちづくり施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 知事は、整備基準のほか、高齢者、障害者等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるようにするための望ましい基準（以下「望ましい基準」という。）を定めることができる。

##### (まちづくり施設の新築等)

**第15条** まちづくり施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更等（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該まちづくり施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

2 高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準又は望ましい基準と同等の他の措置が講じられていると知事が認めるまちづくり施設は、整備基準又は望ましい基準に適合しているものとみなす。

3 知事は、第1項ただし書又は前項に規定する認定をしようとするときは、必要に応じ、学識経験者及び事業者団体、関係行政機関、高齢者団体、障害者団体、女性団体等から選任された者をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

##### (まちづくり施設の維持保全等)

**第16条** まちづくり施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該まちづくり施設の整備基準に適合している部分の機能を適切に維持しなければならない。

2 まちづくり施設の所有者等は、当該まちづくり施設の整備基準に適合していない部分を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

#### 第2節 特定まちづくり施設の整備

##### (届出等)

**第17条** まちづくり施設のうち、その規模、用途等により必要があると認めるものとして規則で定めるもの（以下「特定まちづくり施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

##### (工事完了の届出)

**第18条** 前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定まちづくり施設に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

##### (完了検査等)

**第19条** 知事は、前条の届出があったときは、当該特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうか、その内容を審査し、実地に検査するものとする。

2 知事は、前項の審査等の結果、当該特定まちづくり施設が第17条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による指導の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

##### (適合の状況の報告等)

**第20条** 知事は、必要があると認めるときは、特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、当該特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況の報告を求めることができる。

2 知事は、当該報告をした者に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

##### (立入調査等)

**第21条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による立入調査等の結果、必要があると認めるときは、当該特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

##### (勧告)

**第22条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができる。

一 第17条第1項の新築等をしようとする者が、同項の規定による届出をせずに工事に着手した場合であって、第20条第1項の規定による報告を求められたにもかかわらず、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第17条第2項又は第19条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

三 第15条第1項又は第16条第1項に抵触することにより、第20条第2項又は前条第3項の規



定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

四 前条第1項の規定による立入調査等の対象となつた特定まちづくり施設の所有者等が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

#### (公表)

**第23条** 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

### 第3節 適合証の交付等

#### (適合証の交付等)

**第24条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該まちづくり施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該まちづくり施設の所有者等に対し、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

一 まちづくり施設の所有者等から、規則で定めるところにより、適合証の交付の請求があつた場合

二 第18条の規定による工事完了の届出（特定まちづくり施設の一部に係る工事完了の届出を除く。）があつた場合

2 前項の規定により適合証の交付の対象となつたまちづくり施設（以下「適合証交付まちづくり施設」という。）の所有者等は、当該適合証を当該まちづくり施設の見やすい箇所に掲示するものとする。

3 知事は、第1項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表するものとする。

#### (適合証の返還等)

**第25条** 知事は、県民から適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していないとの通報があつた場合等において、必要と認めるときは、その職員に、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合においては、第21条第2項の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による立入調査等の結果、適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めるものとする。

### 第4節 公共輸送車両等の整備

#### (公共輸送車両等の整備)

**第26条** 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

### 第4章 雑則

#### (国等に関する特例)

**第27条** 前章第2節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）の特定まちづくり施設については、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

#### (市町村条例との関係)

**第28条** この条例の規定は、市町村が、まちづくり施設の整備に関し、条例により、整備基準を超える基準その他必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 まちづくり施設の整備に関する条例が制定された市町村のうち規則で定める市町村の区域においては、前章第2節の規定は適用しない。ただし、必要に応じ、知事は、整備基準に適合したまちづくり施設の整備を進めるための手続を、規則で定めることができる。

#### (委任)

**第29条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3章、第26条及び第27条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。